

遺産整理業務報酬 [1/2]

① 概要

本契約締結時	着手金 70,000円+消費税
	預り金 50,000円
中間清算（相続人調査終了時）	下記報酬表4,5の方法で算出した報酬+実費の合計 （但し、上記預り金を充当しその差額を清算する）
最終清算時	下記報酬表による

② 預貯金、証券会社等の解約手続

原則	各金融機関・証券会社1箇所につき 資産残高の1%が3万円に満たない 場合	全金融機関・証券会社の解約をし、 左記の計算方法で報酬を算定しても、 5万円に満たない場合
各金融機関・証券会社1箇所につき 資産残高の1%を報酬とする。	1金融機関あたり 3万円を報酬とする。	預貯金・証券口座の解約手続の報酬 は、5万円とする。

③ 不動産の名義変更の手続

(1) 報酬

（表示金額は全て税別です。）

所有権移転手続1件につき（※）

不動産の固定資産評価額の合計	基本報酬額	物件個数加算
～500万円以下	35,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
500万円超～1000万円以下	38,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
1000万円超～2000万円以下	42,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
2000万円超～3000万円以下	46,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
3000万円超～4000万円以下	50,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
4000万円超～5000万円以下	54,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
5000万円超～1億円	基本報酬 54,000円に1000 万円までごとに4,000円ずつ 加算する	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
1億円を超える場合	基本報酬 74,000円に1000 万円までごとに3,000円ずつ 加算する	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する

（※）司法書士の報酬は登記手続1件について基本報酬が発生しますので、例えば相続人が複数名いてそれぞれの相続人が別々の不動産を取得する場合所有権移転手続が複数になります。その場合、所有権移転手続ごとに上記基本報酬+物件個数加算=司法書士報酬が発生します。

（※）共有名義となる場合は共有者1名につき基本報酬の10%を加算します。

(2) 登録免許税などの実費（報酬ではありません。自分で手続きしても係る費用です。）

① 登録免許税の算定方法

固定資産評価額（1,000円未満切捨て）×0.4%=登録免許税

4 戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍、住民票、除票、固定資産評価証明書などの取得費用

戸籍謄本等、評価証明書取得報酬			
内訳	1役所 1請求あたり	同時に2請求以上する場合の追加料金	実費（戸籍1通あたりの料金）
金額	2,000 円	左記に1通あたり 1,500 円を加算する。	450 円～750 円

5 相続関係書類作成

遺言分割協議書、相続関係説明図、相続分譲渡証明所などの作成費用 15,000円～1書面あたり5,000～10,000円（但し、相続関係が数次に及ぶ場合、《発生した相続の数》×5,000 円を相続関係説明図の報酬とし、遺産取得相続人数 ×5,000 円を遺産分割協議書作成の報酬とする）

6 登記事項証明書取得費用

1通 500 円+印紙代（1通 500 円）

なお、この表にない手続きをする場合、当法人の別に定める報酬表により手続報酬の算定を行います。